

期日指定定期預金規定

1. (自動継続)

- (1) この預金は、表面記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) 継続を停止するときは、表面記載の最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

2. (預金の支払い時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合に、満期日以降に支払います。
- (2) 満期日は、表面記載の据置期間（1年）の満期日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1ヵ月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、一万円以上の金額で指定してください。
- (3) 前項により、この預金の全部または一部について満期日の指定があった場合は、同時にこの預金の全部について継続停止の申出があったものとして取扱います。ただし、一部の金額が解約された場合は、その残りの金額について自動継続として取扱います。
- (4) 前項による満期日の指定がない場合は、表面記載の最長預入期限とします。
- (5) 第2項により定められた満期日から1ヵ月経過しても解約されなかった場合もしくは最長預入期限が到来した場合は、同項による満期日の指定がなかったものとし、この場合、同時に継続停止の申し出がなかったものとして取扱います。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの期間について次の利率を用いて1年複利の方法により計算します。
 - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合、表面記載の「2年未満」利率
 - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合、表面記載の「2年以上」利率
- (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法によります。ただし、利率については金融情勢の変化により変更することがあり、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ選択された指定預金口座への振替または元金への組入れのいずれかの方法により、その継続日に支払います。
- (4) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について次の利率によって計算します。
 - ① 解約の場合 解約日における普通預金の利率
 - ② 書替継続の場合 書替継続後の定期預金の利率

- (5) この預金を定期預金共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について店頭掲示の預金利率表記載の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - (6) この預金の付利単位は100円とします。
4. (譲渡、質入れの禁止)
- (1) この預金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。
 - (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式によりおこないます。

この他、「定期預金共通規定」を参照ください。

以上